

第42回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号
当社会議室

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

会場変更のお知らせ

開催場所が例年と異なっておりますので、最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようお願い申し上げます。

目次

| | |
|-------------|----|
| ▶ 株主総会招集ご通知 | 1 |
| ▶ 株主総会参考書類 | 5 |
| 添付書類 | |
| ▶ 事業報告 | 17 |
| ▶ 連結計算書類 | 33 |
| ▶ 計算書類 | 36 |
| ▶ 監査報告書 | 40 |

書面及びインターネット等による議決権行使期限

2020年6月24日(水曜日)午後5時20分まで

株主各位

(証券コード 5449)

2020年6月3日

(本店所在地)

大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号

(本社事務所)

大阪市中央区道修町三丁目6番1号

大阪製鐵株式会社

代表取締役社長 岩崎 正樹

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

年初来の新型コロナウイルス感染の拡大を受けて、社会的距離の確保や三密の回避等感染防止策に社会全体としての取り組みが引き続き求められております。こうした事態を受け、弊社として慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日(水曜日)当社営業時間終了の時(午後5時20分)までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 2020年6月25日(木曜日)午前10時

2 場 所 大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号 当社会議室

本年は、緊急事態宣言に伴い会場の事前手配が困難であったことから、会場の安定的な利用等を重視し、当社本店での開催としております。開催場所が例年と異なっておりますので、最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

加えて、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

- | | |
|--------------------|---|
| 3 目的事項 報告事項 | 1.第42期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2.第42期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件 |
| | 第2号議案 取締役8名選任の件 |
| | 第3号議案 監査役1名選任の件 |
| | 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 |

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集通知添付書類には記載していません。なお、本株主総会招集通知添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で非接触型体温計による検温のご協力をお願いする場合がございます。
- ・発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・例年、ご出席の株主の皆様へは、お土産をお渡ししておりましたが、今期の株主総会に関しましては、接触による感染リスク低減のため、配布を中止させていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：<https://www.osaka-seitetu.co.jp>

議決権行使のご案内

株主総会へ出席される場合



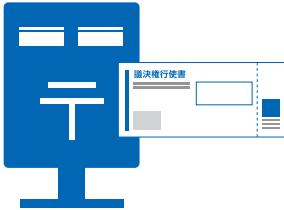
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付へご提出ください。

開催日時

2020年6月25日(木曜日) 午前10時～

株主総会に出席いただけない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
ご返送ください。

行使期限

2020年6月24日(水曜日) 午後5時20分必着

インターネットによる議決権行使



議決権行使サイトにアクセスいただき、賛否をご入力ください。
(詳細は次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」を
ご参照ください。)

行使期限

2020年6月24日(水曜日) 午後5時20分まで

※書面とインターネットにより二重で議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。
また、インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下に記載の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

行使期限

2020年6月24日(水曜日) 午後5時20分まで

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金や通信料金等は株主様のご負担となります。

議決権行使手順

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよく読み、ご了承いただける方は「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。

次へすすむ 閉じる

その他のご案内

- 投票ご通知の電子配信に利用のお届出の履歴手帳表をご入力してください。
- 投票ご通知の電子配信を行っている銘柄をご所有の方で、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望される方は、こちらをクリックしてください。
- 住所変更や单元未選様式の複製請求などの用紙送付のご依頼はこちらをクリックしてください。

「次へすすむ」をクリック

PDFファイルの閲覧にはPDFビューアが必要です。 PDFビューアをダウンロード

Copyright© Sanwaon Mizu Trust Bank, Limited. 三井住友信託銀行

「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙表紙に記載されています。電子メールにより投票ご通知が送られていない株主様の場合は、投票ご通知電子メール本文に記載しております。

議決権行使コード

ログイン 閉じる

入力して「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記に問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

0120-652-031

(受付時間 午前9:00～午後9:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

2.変更の内容

変更箇所について、現行定款と変更後の定款案とを対照すると、次のとおりとなります。下線部分が変更部分であります。

| 現行定款 | 変更案 |
|---------------------------------|---|
| 第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条（現行どおり） |
| （1）～（6） （記載省略） | （1）～（6） （現行どおり） |
| （新設） <u>（7）</u> 前各号に関連する事業 | <u>（7）再生可能エネルギーの発電及び売電事業</u> <u>（8）</u> 前各号に関連する事業 |

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）の任期が満了いたします。
つきましては、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 | | 現在の地位、担当及び重要な兼職の状況 | 取締役会 出席率 |
|-----------|--------|------------------|--|------------------|
| 1 | 野村 泰介 | 新任 | 顧問、日本製鉄(株)執行役員 | - % (-/-回) |
| 2 | 藤田 和夫 | 重任 | 常務取締役、大阪事業所長、大阪事業所恩加島工場長、Sプロジェクト班長 | 100% (13/13回) |
| 3 | 若月 輝行 | 重任 | 取締役、商品企画部長 | 100% (13/13回) |
| 4 | 中島 克英 | 重任 | 取締役、営業（海外を含む）、販売・物流企画に関する事項管掌、販売・物流企画部長、名古屋支店長 | 100% (13/13回) |
| 5 | 小野 健太郎 | 重任 | 取締役、総務・財務・関係会社管理（海外を含む）に関する事項管掌 | 100% (11/11回) |
| 6 | 今中 一雄 | 新任 | 執行役員、生産技術部長、購買・外注管理部長 | - % (-/-回) |
| 7 | 石川 博紳 | 重任 社外 独立役員 | 社外取締役 | 100% (13/13回) |
| 8 | 松沢 伸也 | 重任 社外 独立役員 | 社外取締役 | 100% (11/11回) |



所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

-年

2019年度における
取締役会への出席状況

-/-回
(-%)

候補者番号

1

の
野 村 泰 介

新任

1959年11月8日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社

2003年 5月 同社名古屋製鐵所 工程業務部長

2011年 4月 ニッポン・スチールインド社社長

2012年10月 ニッポンスチール&スミトモメタルインド社社長

2015年 7月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵) 参与グローバル事業推進本部グローバル事業支援センター長

2017年 4月 同社執行役員グローバル事業推進本部副本部長

2019年 4月 日本製鐵(株)常務執行役員グローバル事業推進本部副本部長

2020年 4月 同社執行役員
当社顧問
現在に至る

【取締役の選任理由】

野村泰介氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、海外事業に幅広く精通するなど、経営者として高い識見と強いリーダーシップを有することから、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数
7,000株

取締役在任期間
(本総会最終時)
4年

2019年度における
取締役会への出席状況
13/13回
(100%)

候補者番号

2

ふじ 藤 田 和 夫

重任

1957年5月30日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|--|----------|--|
| 1982年 4月 | 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社 | 2017年 4月 | 当社常務取締役大阪事業所長、大阪事業所堺工場長、教育に関する事項についてCLOを補佐 |
| 2007年 4月 | 同社堺製鐵所形鋼部長、技術開発本部環境・プロセス研究開発センター部長 | 2018年 7月 | 当社常務取締役大阪事業所長、Sプロジェクト班長、教育に関する事項についてCLOを補佐 |
| 2011年 4月 | 同社参与堺製鐵所長 | 2019年 4月 | 当社常務取締役大阪事業所長、大阪事業所恩加島工場長、Sプロジェクト班長、教育に関する事項についてCLOを補佐 |
| 2012年10月 | 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 参与堺製鐵所長 | 2019年 6月 | 当社常務取締役大阪事業所長、大阪事業所恩加島工場長、Sプロジェクト班長 現在に至る |
| 2014年 4月 | 同社参与建材事業部形鋼・スパイラル鋼管技術部長 | | |
| 2016年 4月 | 当社顧問 | | |
| 2016年 6月 | 当社取締役購買・外注管理部部長、生産技術部部長、商品企画部部長、社長特命事項管掌 | | |
| 2016年 9月 | 当社取締役西日本熊本工場長、西日本熊本工場リサイクル事業推進部長 | | |

【取締役の選任理由】

藤田和夫氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、当社入社以来、圧延技術分野や製造現場の統括等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任を願います。



所有する当社
株式の数
6,800株

取締役在任期間
(本総会終結時)
3年

2019年度における
取締役会への出席状況
13/13回
(100%)

候補者番号

3

わか つき てる ゆき
若 月 輝 行

重任

1959年3月2日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---------------------------------------|----------|------------------------------------|
| 1983年 4月 | 新日本製鐵(株) (現 日本製鉄(株)) 入社 | 2014年 6月 | 当社上級執行役員商品企画部長、国際企画部部長 |
| 2007年 1月 | 同社建材事業部建材営業部形鋼・スパイラル鋼管技術グループリーダー (部長) | 2016年 4月 | 当社上級執行役員大阪恩加島工場長、商品企画部長、国際企画部部長 |
| 2012年 4月 | 当社参与生産技術部部長、国際企画部部長 | 2017年 4月 | 当社上級執行役員大阪事業所恩加島工場長、商品企画部長、国際企画部部長 |
| 2012年 6月 | 当社執行役員生産技術部部長、国際企画部部長 | 2017年 6月 | 当社取締役大阪事業所恩加島工場長、商品企画部長 |
| 2012年11月 | 当社執行役員商品企画部長、国際企画部部長 | 2018年 6月 | 当社取締役商品企画部長 現在に至る |

【取締役の選任理由】

若月輝行氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、当社入社以来、商品企画分野や製造現場の統括等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

なかしま かつ ひで
中島 克英

重任

1962年5月8日生



所有する当社
株式の数
4,300株

取締役在任期間
(本総会終結時)
2年

2019年度における
取締役会への出席状況
13/13回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|----------------------------|----------|---|
| 1985年 4月 | 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社 | 2017年 6月 | 当社上級執行役員営業に関する事項管掌 |
| 2010年 7月 | 同社中国支店長 | 2018年 6月 | 当社取締役営業 (海外を含む) に関する事項管掌 |
| 2012年10月 | 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 中国支店長 | 2019年 6月 | 当社取締役営業 (海外を含む)、販売・物流企画に関する事項管掌、名古屋支店長 |
| 2013年 4月 | 同社厚板事業部厚板営業部長 | 2020年 4月 | 当社取締役営業 (海外を含む)、販売・物流企画に関する事項管掌、販売・物流企画部長、名古屋支店長 現在に至る |
| 2016年 4月 | 当社参与営業部長、商品企画部部長 | | |
| 2016年 6月 | 当社執行役員営業部長、商品企画部部長 | | |

【取締役の選任理由】

中島克英氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、当社入社以来、営業分野において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数
1,300株

取締役在任期間
(本総会終結時)
1年

2019年度における
取締役会への出席状況
11/11回
(100%)

候補者番号

5

お の けんたろう
小 野 健太郎

重任

1964年6月2日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社
2016年4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 室蘭製鐵所総務部長
2019年4月 当社執行役員総務・財務・関係会社管理 (海外を含む) に関する事項管掌

2019年6月 当社取締役総務・財務・関係会社管理 (海外を含む) に関する事項管掌
現在に至る

【取締役の選任理由】

小野健太郎氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、当社入社以来、総務・財務分野において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

-年

2019年度における
取締役会への出席状況

-/-回
(-%)

候補者番号

6

いま なか かず お
今 中 一 雄

新任

1962年8月4日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社
2011年7月 同社広畑製鐵所電磁鋼板工場長 (部長)
2012年10月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 広畑製鐵所電磁鋼板部長

2014年4月 同社広畑製鐵所ブリキ部長
2017年4月 JCAPCPL社副社長
2020年4月 当社執行役員生産技術部長、購買・外注管理部長
現在に至る

【取締役の選任理由】

今中一雄氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識や海外勤務の経験を有するとともに、製造現場の統括等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

2年

2019年度における
取締役会への出席状況

13/13回
(100%)

候補者番号

7

いし かわ ひろ のぶ
石 川 博 紳

重任

社外

独立役員

1954年12月4日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月 三井物産(株)入社
 2006年 4月 同社エネルギー業務部長
 2010年 4月 同社執行役員人事総務部長
 2013年 4月 同社常務執行役員欧州・中東・アフリカ本部長兼欧州三井物産(株)社長
 2015年 4月 同社専務執行役員欧州・中東・アフリカ本部長兼欧州三井物産(株)社長
 2016年 4月 同社顧問

2016年 5月 クレアブ・ワールドワイド
AB インターナショナル・シニア・アドバイザー
 2018年 6月 当社社外取締役
 2019年12月 (株)パソナグループ顧問
 現在に至る

[重要な兼職の状況]

クレアブ・ワールドワイドAB インターナショナル・シニア・アドバイザー
 (株)パソナグループ 顧問

【社外取締役の選任理由】

石川博紳氏は、総合商社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識やグローバルな視点での企業経営に係る経験が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。



所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

1年

2019年度における
取締役会への出席状況

11/11回
(100%)

候補者番号

8

まつ ざわ しん や
松 沢 伸 也

重任

社外

独立役員

1956年2月27日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月 塩野義製薬(株)入社
2005年 4月 同社法務部長
2013年 4月 同社執行役員法務部長
2016年 4月 同社法務部長

2019年 4月 同社法務部顧問
2019年 6月 当社社外取締役
現在に至る

[重要な兼職の状況]

塩野義製薬(株) 法務部顧問

【社外取締役の選任理由】

松沢伸也氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識や企業法務に係る経験が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 石川博紳氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
3. 松沢伸也氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として同取引所に届け出ております。また、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役奈良廣和氏が辞任により退任いたします。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本候補者は辞任された監査役の補欠として選任される者ではなく、その任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社
株式の数

0株

すぎ もと しげ じ 新任 社外 独立役員
杉 本 茂 次 1951年7月1日生

略歴及び重要な兼職の状況

1974年4月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社
1978年4月 公認会計士登録
1989年7月 同法人パートナー就任
2016年1月 杉本茂次公認会計士事務所開設
2016年5月 (株)イオンファンタジー社外監査役

2016年6月 (株)イオン銀行社外監査役
日鉄住金物産(株)（現 日鉄物産(株)）社外監査役
現在に至る

【重要な兼職の状況】

杉本茂次公認会計士事務所 公認会計士
(株)イオンファンタジー社外監査役
(株)イオン銀行社外監査役
日鉄物産(株)社外監査役

【社外監査役の選任理由】

杉本茂次氏は、社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から当社の監査を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 杉本茂次氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉本茂次氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、同氏が監査役に選任され就任した際には、同氏は独立役員となる予定です。また、当社は、第3号議案が原案どおり可決されることを条件に、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

所有する当社
株式の数
0株

きし もと たつ じ
岸 本 達 司 1960年6月16日生

略歴及び重要な兼職の状況

1987年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
児玉憲夫法律事務所（現新世綜合法律事務所）入所
1998年4月 同所パートナー
2007年4月 大阪家庭裁判所調停委員
2009年4月 関西大学会計専門職大学院特別任用教授
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターあっせん委員

2011年6月 (株)シャルレ社外監査役
2012年4月 関西大学会計専門職大学院非常勤講師
現在に至る

〔重要な兼職の状況〕
新世綜合法律事務所パートナー
(株)シャルレ社外監査役

【補欠社外監査役の選任理由】

岸本達司氏は、社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から当社の監査を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 岸本達司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岸本達司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしています。また、当社は、第4号議案が原案どおり可決され、かつ、岸本達司氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

株主総会招集通知添付書類

第42期 事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が継続する中で個人消費をはじめとする内需が緩やかに増加しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下大幅に下押しされ、厳しい状況にあります。

鉄鋼業界につきましても、建築向けや自動車向けをはじめとする製造業向けの国内鋼材需要は低迷し、また海外鋼材市況については鋼片（ビレット）価格の軟化が継続し、全般的に軟調となりました。

当社グループの属する普通鋼電炉業界におきましては、主原料である鉄スクラップ市況が4月以降軟化し続けたものの、主要な需要先である建築・土木向け鋼材需要は低迷し、副原料や主要資材価格等の高止まりにより、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような経営環境において、当社グループは2018年3月に策定した『2020年度連結中期計画 ～新たな飛躍～』に基づき、人と設備を基軸に、重点課題に取り組んでまいりました。

品質・商品力の更なる強化として、大阪事業所堺工場における圧延水冷装置の更新やグループ会社である日本スチール(株)で精整ラインの更新を実施しております。また、更なる省エネルギー・省電力追求の為、大阪事業所堺工場に電気炉溶鋼攪拌能力の向上に資する設備や西日本熊本工場に多機能バーナー等を導入いたしました。これらの取り組みに加え、品質管理をはじめとするコンプライアンスの徹底、持続的な事業発展を可能とする人材の確保・育成や技能伝承および安全衛生・環境・防災対策等の基盤整備についての諸施策、現場・現実に根差した操業努力による徹底したコスト削減も一段と推進してまいりました。

さらに、成長戦略として展開しておりますPT.KRAKATAU OSAKA STEEL（以下、KOS社）につきましても、国内からのビレット供給も含めグループ一貫での連携強化を図り、収益基盤の強化に努めました。しかしながら、インドネシア国内の建設需要の停滞等の影響で鋼材需要が低迷し、当社の連結収益に寄与するには至りませんでした。

また、2018年5月に公表いたしました大阪地区における製造体制の一層の強化を狙いとした大阪事業所 圧延ライン強化対策につきましても、2021年度からの営業生産に向け、新組圧延機の設置を行なう等、着実に実行しております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループにおける鋼材売上数量は、119万6千トン（前期実績120万2千トン）、売上高は915億9千2百万円（前期実績965億6千9百万円）、経常利益は67億4千6百万円（前期実績68億7千5百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は42億3千1百万円（前期実績41億2千2百万円）となりました。

なお、個別業績におきまして、当社の連結子会社であるKOS社の株式について、実質価額が著しく低下したため、当社個別決算上、減損処理を実施し関係会社株式評価損51億1千

3百万円を特別損失に計上しております。当該損失については、連結業績への影響はありません。

事業部門別売上高

| 区 分 | 2018年度 第41期 (前連結会計年度) | | 2019年度 第42期 (当連結会計年度) | | 前期比増減 | |
|-------|-----------------------------|-------|-----------------------------|-------|--------|------|
| | 売上高 | 構成比 | 売上高 | 構成比 | 金額 | 増減率 |
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| 鋼 材 | 91,258 | 94.5 | 86,422 | 94.4 | △4,836 | △5.3 |
| 鋼 片 等 | 5,310 | 5.5 | 5,170 | 5.6 | △140 | △2.6 |
| 合 計 | 96,569 | 100.0 | 91,592 | 100.0 | △4,977 | △5.2 |

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は67億円であります。その主なものとしては、大阪事業所 圧延ライン強化対策に関する設備の設置工事等を行ないました。加えて、品質強化の対策として、大阪事業所堺工場における圧延水冷装置の更新やグループ会社である日本スチール(株)で精整ラインの更新を実施しました。また、省エネルギー・省電力を目的として大阪事業所堺工場に電気炉溶鋼攪拌能力の向上に資する設備や西日本熊本工場に多機能バーナーを導入いたしました。

なお、これらの設備投資に必要な資金は借入金および自己資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しや世界経済の先行き、当社グループを取り巻く経営環境については、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、非常に不透明な状況となっております。

こうした経営環境ではありますが、引き続き『2020年度連結中期計画 ～新たな飛躍～』の諸施策の推進に、鋭意努力してまいります。

コンプライアンスの強化・充実に努めつつ、安全衛生・環境・防災リスクの管理強化を進めるとともに、人材育成・技能伝承等の基盤整備および品質・商品力強化を一段と推進してまいります。また、徹底的な省エネルギー対策や生産性向上対策を引き続き推進し、業界トップクラスのコスト競争力の更なる強化に努めてまいります。

加えて、大阪事業所 圧延ライン強化対策につきましても、引き続き強力で推進してまいります。

KOS社につきましては、インドネシア国内においても同感染症が拡大している影響等により、足下、収益環境が悪化しており、今後もその動向に注視しつつ、適宜、必要な対策に努めてまいります。

以上の取り組みにより、引き続き企業としての収益性と成長性を高め、株主の皆様、需要家の皆様のご期待にお応えしていく所存でございます。

株主の皆様には、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

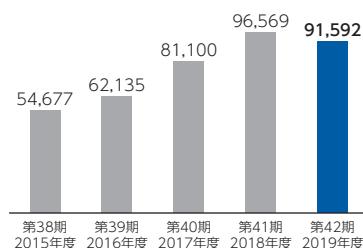
(4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 2015年度 第38期 | 2016年度 第39期 | 2017年度 第40期 | 2018年度 第41期 | 2019年度 第42期 (当連結会計年度) |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高 (百万円) | 54,677 | 62,135 | 81,100 | 96,569 | 91,592 |
| 経常利益 (百万円) | 8,284 | 5,931 | 6,703 | 6,875 | 6,746 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 10,350 | 2,769 | 4,318 | 4,122 | 4,231 |
| 1株当たり当期純利益 | 265円92銭 | 71円16銭 | 110円95銭 | 105円93銭 | 108円73銭 |
| 純資産 (百万円) | 141,085 | 141,446 | 144,286 | 146,074 | 148,394 |
| 総資産 (百万円) | 156,027 | 169,755 | 194,130 | 202,034 | 200,794 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第38期の総資産及び純資産には、2016年3月24日に公開買付けにより連結子会社化した東京鋼鐵株式会社及び同社の子会社である株式会社コーテツ起業を含めておりますが、みなし取得日を第38期末としたため、第38期の売上高・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益には含めておりません。
3. 第41期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)に基づき、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更を行ったため、第38期から第40期については遡及処理後の数値を記載しております。

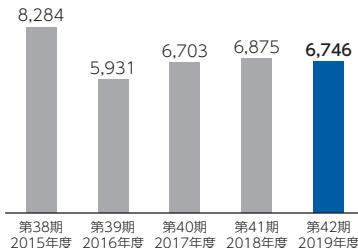
売上高

(百万円)

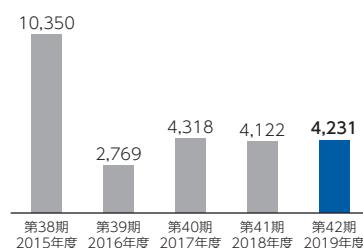


経常利益

(百万円)

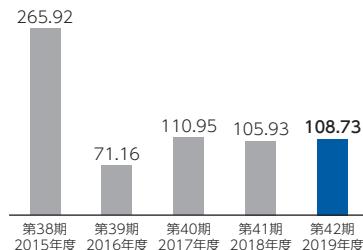


親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益

(円)



純資産/総資産

(百万円)



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社に関する事項

当社の親会社は、日本製鉄株式会社で、同社は当社の株式を25,629千株（出資比率60.62%）保有しております。

②親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社から電力等の購入を行っておりますが、購入価格等の取引の決定に関しては、一般的取引条件と同様に取引を行っております。

また親会社に対して資金の貸付を行っておりますが、貸付条件の決定に当たっては、市場金利を勘案のうえ、一般の取引条件と同様に決定しており、社外取締役を含めた取締役会の承認に基づき貸付を行っております。さらに、資金の預託については、当社の余剰資金運用の一環として行っているものであり、随時、預託及び回収が可能なものであります。なお、利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

以上により、取締役会は、親会社との取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

③重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------------|--------|---------|----------------|
| | 百万円 | % | |
| 東京鋼鐵株式会社 | 2,453 | 90.00 | 形鋼等の製造販売 |
| 日本スチール株式会社 | 498 | 100.00 | 平鋼等の製造販売 |
| 大阪新運輸株式会社 | 194 | 100.00 | 鋼材等の運送及び構内作業 |
| 西鋼物流株式会社 | 50 | 100.00 | 鋼材等の運送及び構内作業 |
| 株式会社コーテツ起業 | 60 | 100.00 | 鋼材生産に付随する請負作業等 |
| 大阪物産株式会社 | 120 | 100.00 | 鋼材及び製鋼原材料等の売買 |
| | 百万US\$ | | |
| PT. KRAKATAU OSAKA STEEL | 70.0 | 80.00 | 鋼材の製造販売 |

(注) 当社は、東京鋼鐵株式会社の発行済株式の90.00%を保有しており、同社が株式会社コーテツ起業の発行済株式の全てを保有しております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社7社で構成され、その主な事業は鉄鋼業、鉄鋼業に係る卸売業及び運輸業であります。当該各事業における主な内容は次のとおりです。

| 事業部門 | 主要な事業内容 |
|------|-------------------------------|
| 鉄鋼業 | 形鋼、棒鋼、平鋼等の鋼材及び鋼片並びに鉄鋼加工品の製造販売 |
| 卸売業 | 鋼材、鋼片及び鉄鋼原料等の売買 |
| 運輸業 | 鋼材等の運送及び構内作業 |

(7) 主要な工場、本社並びに支店及び営業所

① 当社

- 本社 大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号
(登記上の本店所在地 大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号)
- 工場 大阪事業所恩加島工場 (大阪府大阪市)
大阪事業所堺工場 (大阪府堺市)
西日本熊本工場 (熊本県宇土市)
- 支店 東京支店 (東京都中央区)
名古屋支店 (愛知県名古屋市)
- 営業所 東北営業所 (宮城県仙台市)
九州営業所 (福岡県福岡市)

② 子会社

- 東京鋼鐵株式会社本社 (栃木県小山市)
(登記上の本店所在地 東京都中央区)
- 同社小山工場 (栃木県小山市)
- 日本スチール株式会社 (大阪府岸和田市)
- 大阪新運輸株式会社 (大阪府堺市)
- 西鋼物流株式会社 (熊本県宇土市)
- 株式会社コーテツ起業 (栃木県小山市)
- 大阪物産株式会社 (大阪府大阪市)
- PT. KRAKATAU OSAKA STEEL (インドネシア共和国バンテン州)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 1,006名 | 31名増 |

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。なお、パートタイマー、嘱託及び派遣社員を含めておりません。

② 当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 452名 | 12名増 | 37.7歳 | 14.2年 |

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。なお、パートタイマー、嘱託及び派遣社員を含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

| 会社名 | 借入先 | 借入額 |
|--------------------------|-------------|------------|
| PT. KRAKATAU OSAKA STEEL | 株式会社三井住友銀行 | 135 百万US\$ |
| | 株式会社みずほ銀行 | 67 |
| | 株式会社三菱UFJ銀行 | 36 |
| | 株式会社国際協力銀行 | 11 |

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

113,812,700株

(2) 発行済株式の総数

42,279,982株（うち自己株式 3,359,461株）

(3) 株主数

5,069名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|----------------------|--------------------|
| 日本製鉄株式会社 | 25,629 ^{千株} | 65.85 [%] |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 1,546 | 3.97 |
| 立花証券株式会社 | 1,144 | 2.94 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 913 | 2.35 |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウ ント ジエイピーアールデイ アイエスジー エフイーーエイシー | 843 | 2.17 |
| ビービーエイチ ボストン フォー ノムラ ジャパン スモラー キャピタライゼーション ファンド 6 2 0 0 6 5 | 674 | 1.73 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 531 | 1.37 |
| 三井物産スチール株式会社 | 480 | 1.24 |
| 野村信託銀行株式会社 | 372 | 0.96 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 352 | 0.91 |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記大株主には、自己株式（3,359千株）は含まれておりません。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社は信託業務に係る株式であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当又は主な職業（重要な兼職の状況） |
|-----------|-----------|--|
| 代表取締役社長 | 岩 崎 正 樹 | |
| 常 務 取 締 役 | 藤 田 和 夫 | 大阪事業所長、大阪事業所恩加島工場長、Sプロジェクト班長 |
| 取 締 役 | 若 月 輝 行 | 商品企画部長 |
| 取 締 役 | 中 島 克 英 | 営業（海外を含む）、販売・物流企画に関する事項管掌、名古屋支店長 |
| 取 締 役 | 藤 井 浩 二 | CLO、生産技術部長、購買・外注管理部長、設備技術に関する事項管掌 |
| 取 締 役 | 小 野 健 太 郎 | 総務・財務・関係会社管理（海外を含む）に関する事項管掌 |
| 取 締 役 | 石 川 博 紳 | (株)パソナグループ顧問、クレアブ・ワールドワイドAB インターナショナル・シニア・アドバイザー |
| 取 締 役 | 松 沢 伸 也 | 塩野義製薬(株)法務部顧問 |
| 常 勤 監 査 役 | 櫻 井 勤 | |
| 監 査 役 | 高 見 秀 一 | ヒューマン法律事務所弁護士 |
| 監 査 役 | 奈 良 廣 和 | |
| 監 査 役 | 安 藤 雅 則 | 日本製鉄(株)参与関係会社部長 (日鉄建材(株)監査役) |

- (注) 1. 石川博紳氏及び松沢伸也氏は、社外取締役であります。
 2. 高見秀一氏及び奈良廣和氏は、社外監査役であります。
 3. 社外取締役石川博紳氏、社外取締役松沢伸也氏、社外監査役高見秀一氏及び社外監査役奈良廣和氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
 4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 (1) 樫尾茂樹氏、宗宮徳昌氏及び牛尾誠夫氏は、2019年6月26日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
 (2) 2019年6月26日開催の第41回定時株主総会において、藤井浩二氏、小野健太郎氏及び松沢伸也氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。

- (3) 当事業年度中に取締役の地位及び担当又は主な職業（重要な兼職の状況）を以下のとおり変更いたしました。

| 氏名 | 地位及び担当又は主な職業（重要な兼職の状況） | |
|-------|--------------------------------------|---|
| | 変更後 | 変更前 |
| 藤田 和夫 | 常務取締役、大阪事業所長、大阪事業所恩加島工場長、Sプロジェクト班長 | 常務取締役、大阪事業所長、Sプロジェクト班長、教育に関する事項についてCLOを補佐 |
| 中島 克英 | 取締役、営業（海外を含む）、販売・物流企画に関する事項管掌、名古屋支店長 | 取締役、営業（海外を含む）に関する事項管掌 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

また、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| | | | | |
|-----|-----|----------------|----|--------|
| 取締役 | 11名 | 180百万円（うち社外取締役 | 3名 | 16百万円) |
| 監査役 | 3名 | 36百万円（うち社外監査役 | 2名 | 16百万円) |

- (注) 1. 役員報酬を支給していない監査役は含まれておりません。
 2. 上記には2019年6月26日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係
記載すべき事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

| 地 位 | 氏 名 | 主 な 活 動 内 容 |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 石 川 博 紳 | 当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席し、主に他社での豊富な業務経験と幅広い見識から、必要に応じ、当社の経営上 有用な指摘、意見を述べております。 |
| 取 締 役 | 松 沢 伸 也 | 2019年6月26日就任以降の取締役会に11回中11回出席し、主 に他社における豊富な業務知識と企業法務に係る経験から、必 要に応じ、当社の経営上 有用な指摘、意見を述べております。 |
| 監 査 役 | 高 見 秀 一 | 当事業年度開催の取締役会に13回中11回、監査役会に13回中 12回出席し、主に弁護士として専門的な見地から、必要に応 じ、当社の経営上 有用な指摘、意見を述べております。 |
| 監 査 役 | 奈 良 廣 和 | 当事業年度開催の取締役会に13回中13回、監査役会に13回中 13回出席し、主に他社での豊富な業務経験と幅広い見識から、 必要に応じ、当社の経営上 有用な指摘、意見を述べております。 |

(注) 取締役会開催の回数に書面決議は含まれておりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|----------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 37百万円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 46百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第37条第1項に基づく賦課金に係る特例の認定申請に関する手続業務についての対価を支払っております。
4. 当社の子会社である東京鋼鉄株式会社は、会社法第328条第2項に基づき、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
5. 当社の子会社であるPT. KRAKATAU OSAKA STEEL (KOS社) は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容及び当該体制の運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として2015年4月30日開催の取締役会において決議した事項及び当期における当該体制の運用状況は、以下のとおりです。

1) 内部統制システムの基本方針

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、財務報告の信頼性と業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、企業統治を一層強化する観点から、かかる体制の継続的改善を図る。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全衛生、環境・防災等の業務遂行上のリスクや財務報告の信頼性等に関するリスクについて、当該リスクの管理を担当する部門（以下、機能部門という。）は、規程等の整備及び社員への周知徹底を図り、それに基づくリスクマネジメント活動を行う。

工場長、支店長、部長（以下、各部門長という。）は、自部門におけるリスクの把握・評価の上、関連する規程等の遵守・徹底を図る。その遵守状況等のモニタリングは、機能部門及び総務部門が実施し、リスクマネジメント活動の継続的な改善に努める。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに招集し、必要な対応を行う。

- ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画や設備投資・投融資等の重要な執行事項については、経常予算、設備予算等に関するそれぞれの全社委員会の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
取締役会等での決定に基づく職務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。また、組織規程・職務権限規程・業務分掌規程において各部門長の権限・責任を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。
- ⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。
各部門長は、各部門の自律的内部統制システムを整備することとし、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令・規程違反行為の未然防止に努めるとともに、法令・規程違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに総務部長に報告する。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施等、社員に対する教育体制を整備・充実する。
総務部長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じる。
また、法令・規程違反のおそれのある行為・事実を含む業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。
社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令・規程違反行為等を行った社員については、懲罰委員会において、社員就業規則に基づき懲戒処分を行う。
- ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び当社のグループ会社は、当社の経営理念・行動指針に基づき事業戦略を共有し、企業集団として一体となった経営を行う。
当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。
グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。
総務部長は、各部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各グループ会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

- イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
総務部門及び財務部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。
 - ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
総務部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。
 - ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
総務部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。
- 二. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
総務部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、その結果を取締役会に報告する。

⑦ 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会等において報告し、監査役と情報を共有する。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な扱いを行わない。

総務部長は、監査役と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。監査役がその職務の補助を求めた場合、総務部門及び財務部門等がこれを行うこととする。補助する総務部門及び財務部門等は監査役の指示のもとで業務を行う。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

2) 運用状況の概要

①運用体制

当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、当社総務部に自律的内部統制活動の企画・推進を担当する組織である内部統制グループを設置するとともに、グループ会社においては、リスクマネジメント責任者及びリスクマネジメント担当者を配置しております。

この体制の下、当社総務部門及び各部門並びにグループ会社が連携し、以下のとおり内部統制システムの運用を行っております。

②具体的な運用状況

イ. 内部統制計画

法令改正や経営環境変化等を踏まえ、毎年3月に当社グループ全体の内部統制に関する年度業務計画を策定しております。この計画には、基本方針、内部監査計画及び教育計画等が含まれています。

ロ. 自律的内部統制活動

当社各部門・グループ会社が業務の特性と内在するリスクを踏まえ、自律的に内部統制活動を実施しています。具体的には、業務規程・マニュアル等の整備・教育、自主点検・第三者モニタリングの実行、及びその結果を踏まえた業務の改善等を行います。

事故・災害及び法令違反のおそれのある事実等が発生した場合、当該部門・グループ会社は直ちに総務部長に報告するとともに、関係部門と連携し、再発防止策等の是正措置を講じております。また、これらの事例を内部統制グループが集約し、当社グループ内で共有化するとともに、各部門・グループ会社において類似リスクの点検を実施しております。

ハ. 内部監査等

内部監査については、内部統制チェックリストによる内部統制状況の確認のほか、当社各部門・グループ会社へのモニタリング等を内部統制グループ及び各機能部門が実施しております。

また、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の社員及びその家族等を対象とした内部通報・相談窓口を設置・運用するとともに、当社及び主要なグループ会社において社員意識調査アンケートを実施しております。

二. 評価・改善

内部統制システムの運用状況については、リスクマネジメント委員会において確認するとともに、取締役会に報告しております。当該委員会は、経営幹部・当社及びグループ会社のリスクマネジメント責任者等で内部統制システムの運用状況を共有するとともに、今後の方針を審議しております。加えて、各部門の管理者層及びグループ会社のリスクマネジメント担当者を含めたリスクマネジメント連絡会を開催し、当該委員会における情報の共有化や方針の徹底を行っております。また、各年度の内部統制活動の実施状況や内部監査の結果等につきましては、年度末時点における内部統制システムの有効性を当該委員会が評価した上で、取締役会に報告することとしております。

この評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制に関する業務計画に反映しております。

ホ. 教育・啓発

新入社員から経営幹部までを対象とした内部統制に関する教育として、各種講演会、eラーニング等を当社及びグループ会社において実施しており、これらの教育活動を通じて、内部統制の重要性や考え方に関する啓発に取り組んでおります。

ハ. 監査役・会計監査人との連携

総務部長は、監査役に必要の都度、内部統制の状況を報告するとともに、リスクマネジメント委員会においても報告及び意見交換を行っております。

また、会計監査人との間では財務報告に係る内部統制の評価結果等について定期的及び必要の都度、報告及び意見交換を行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当につきましては、業績に応じて適切に株主の皆様へ利益を還元していくべきものと考えております。

当社の属する普通鋼電炉業界は、主原料のスクラップ価格及び主要製品の市況変動が大きく、これにより業績が大きく影響されます。当社は、こうした業界にあって経営基盤の長期安定に向けた揺るぎない財務体質の構築を進めるとともに、企業としての資産効率の改善にも努め、企業価値の安定的向上を目指します。

この方針の下、当事業年度の配当金は、期末配当金を1株当たり20円とし、中間配当金12円50銭と合わせて年間32円50銭とさせていただきます。

なお、当社は剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 128,335 | 流動負債 | 39,189 |
| 現金及び預金 | 4,487 | 支払手形及び買掛金 | 11,421 |
| 受取手形及び売掛金 | 19,390 | 短期借入金 | 14,790 |
| 棚卸資産 | 17,582 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,149 |
| 未収入金 | 6,755 | 未払金 | 5,263 |
| 関係会社短期貸付金 | 10,000 | 未払法人税等 | 1,740 |
| 預け金 | 69,945 | 修繕引当金 | 640 |
| その他 | 174 | その他 | 2,182 |
| 固定資産 | 72,459 | 固定負債 | 13,211 |
| 有形固定資産 | 70,273 | 長期借入金 | 9,449 |
| 建物及び構築物 | 7,736 | 繰延税金負債 | 1,217 |
| 機械装置及び運搬具 | 21,428 | 退職給付に係る負債 | 1,978 |
| 工具器具及び備品 | 1,774 | 事業構造改善引当金 | 236 |
| 土地 | 35,540 | その他 | 329 |
| 建設仮勘定 | 3,794 | | |
| 無形固定資産 | 99 | 負債合計 | 52,400 |
| その他 | 99 | | |
| 投資その他の資産 | 2,086 | (純資産の部) | |
| 投資有価証券 | 864 | 株主資本 | 146,355 |
| 長期貸付金 | 1 | 資本金 | 8,769 |
| 退職給付に係る資産 | 80 | 資本剰余金 | 10,904 |
| 繰延税金資産 | 284 | 利益剰余金 | 131,218 |
| その他 | 856 | 自己株式 | △4,536 |
| | | その他の包括利益累計額 | 81 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 300 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 24 |
| | | 為替換算調整勘定 | △56 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △186 |
| | | 非支配株主持分 | 1,957 |
| | | 純資産合計 | 148,394 |
| 資産合計 | 200,794 | 負債・純資産合計 | 200,794 |

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高 | | 91,592 |
| 売 上 原 価 | | 77,025 |
| 売 上 総 利 益 | | 14,567 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 7,119 |
| 営 業 利 益 | | 7,447 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 217 | |
| 雑 収 益 | 892 | 1,110 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 708 | |
| 雑 損 失 | 1,102 | 1,811 |
| 経 常 利 益 | | 6,746 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 6,746 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,919 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △32 | 2,886 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,859 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | | 372 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 4,231 |

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 8,769 | 10,904 | 128,134 | △4,536 | 143,272 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,148 | | △1,148 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 4,231 | | 4,231 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 3,083 | △0 | 3,082 |
| 当 期 末 残 高 | 8,769 | 10,904 | 131,218 | △4,536 | 146,355 |

(単位：百万円)

| 項 目 | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 528 | 154 | △21 | △250 | 410 | 2,391 | 146,074 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △1,148 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 4,231 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △227 | △130 | △34 | 64 | △328 | △434 | △762 |
| 当期変動額合計 | △227 | △130 | △34 | 64 | △328 | △434 | 2,320 |
| 当 期 末 残 高 | 300 | 24 | △56 | △186 | 81 | 1,957 | 148,394 |

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 104,357 | 流動負債 | 36,836 |
| 現金及び預金 | 39 | 買掛金 | 5,852 |
| 売掛金 | 8,020 | 未払金 | 2,534 |
| 製品 | 3,081 | 未払法人税等 | 1,195 |
| 半製品 | 1,413 | 預り金 | 25,199 |
| 原材料 | 1,423 | 修繕引当金 | 640 |
| 仕掛品 | 177 | その他 | 1,413 |
| 貯蔵品 | 3,358 | | |
| 未収入金 | 6,766 | 固定負債 | 2,912 |
| 関係会社短期貸付金 | 10,000 | 繰延税金負債 | 917 |
| 預け金 | 69,945 | 退職給付引当金 | 1,460 |
| その他 | 130 | 事業構造改善引当金 | 236 |
| | | その他 | 297 |
| 固定資産 | 60,123 | 負債合計 | 39,749 |
| 有形固定資産 | 42,612 | (純資産の部) | |
| 建物 | 2,948 | 株主資本 | 124,436 |
| 構築物 | 917 | 資本金 | 8,769 |
| 機械及び装置 | 6,818 | 資本剰余金 | 11,771 |
| 車輛及び運搬具 | 11 | 資本準備金 | 11,771 |
| 工具器具及び備品 | 968 | 利益剰余金 | 108,431 |
| 土地 | 27,612 | 利益準備金 | 527 |
| 建設仮勘定 | 3,335 | その他利益剰余金 | 107,904 |
| 無形固定資産 | 6 | 特別償却準備金 | 15 |
| その他 | 6 | 資産圧縮積立金 | 4,586 |
| 投資その他の資産 | 17,505 | 特別積立金 | 35,300 |
| 投資有価証券 | 826 | 繰越利益剰余金 | 68,002 |
| 関係会社株 | 16,445 | 自己株式 | △4,536 |
| その他 | 233 | 評価・換算差額等 | 295 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 295 |
| | | 純資産合計 | 124,731 |
| 資産合計 | 164,480 | 負債・純資産合計 | 164,480 |

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高 | | 58,778 |
| 売 上 原 価 | | 47,399 |
| 売 上 総 利 益 | | 11,378 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 4,339 |
| 営 業 利 益 | | 7,039 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 487 | |
| 雑 収 益 | 502 | 990 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 48 | |
| 雑 損 失 | 1,241 | 1,289 |
| 経 常 利 益 | | 6,739 |
| 特 別 損 失 | | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 5,113 | 5,113 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,625 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,115 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △55 | 2,059 |
| 当 期 純 損 失 | | 434 |

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | |
|-------------------------|---------|-----------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | |
| | | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 8,769 | 11,771 | 11,771 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 積立金の取崩 | | | |
| 剰余金の配当 | | | |
| 当期純損失 | | | |
| 自己株式の取得 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — |
| 当 期 末 残 高 | 8,769 | 11,771 | 11,771 |

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|----------|-----------|---------|--------|---------|-------------|---------|-------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | | | 利 益 剰 余 金 計 | 自己株式 | 株主資本計 |
| | 利 益 剰 余 金 | その他利益剰余金 | | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 特別償却準備金 | | 資産圧縮積立金 | 特 別 積 立 金 | 繰越利益剰余金 | | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 527 | 31 | 4,601 | 35,300 | 69,554 | 110,014 | △4,536 | 126,019 | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 積立金の取崩 | | △15 | △14 | | 30 | — | | — | |
| 剰余金の配当 | | | | | △1,148 | △1,148 | | △1,148 | |
| 当期純損失 | | | | | △434 | △434 | | △434 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 | △0 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | △15 | △14 | — | △1,551 | △1,582 | △0 | △1,583 | |
| 当 期 末 残 高 | 527 | 15 | 4,586 | 35,300 | 68,002 | 108,431 | △4,536 | 124,436 | |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 519 | 519 | 126,539 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 積立金の取崩 | | | — |
| 剰余金の配当 | | | △1,148 |
| 当期純損失 | | | △434 |
| 自己株式の取得 | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △224 | △224 | △224 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △224 | △224 | △1,807 |
| 当 期 末 残 高 | 295 | 295 | 124,731 |

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

大阪製鐵株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸田 卓 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪製鐵株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪製鐵株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

大阪製鐵株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸田 卓 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪製鐵株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部統制グループ、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。また、内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの整備・運用状況については、取締役等の説明を受け、これを精査し、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

大阪製鐵株式会社 監査役会

| | | |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 櫻 井 勤 | Ⓞ |
| 社外監査役 | 高 見 秀 一 | Ⓞ |
| 社外監査役 | 奈 良 廣 和 | Ⓞ |
| 監査役 | 安 藤 雅 則 | Ⓞ |

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号
当社会議室

下車駅

 JR大阪環状線・
地下鉄長堀鶴見緑地線「大正駅」



市バス 大正橋発

-  ・鶴町四丁目行、西船町行
南恩加島停留所下車
徒歩約10分
- ・鶴町四丁目(小林公園前経由)行
「94系統」
南恩加島一丁目停留所下車
徒歩約1分

※「94系統」は平日午前8時台には25分、午前9時台には3分と1本ずつとなっております。

